

大都至_ニ上都_一站赤。每歲車駕行幸。諸王百官往復。給_レ驛頻繁。與_ニ外郡_一不_レ同。除_レ設_ニ驛令丞_一外。設_ニ提領三員。司吏三名。腹裏路分衝要水陸站赤。設_ニ提領一員。司吏二名。其餘閑慢驛分。止設_ニ提領一員。司吏一名。如無_ニ驛令。量擬_ニ提領二員。云々(經世大典 站赤五)

と見え、都省はこれを施行したことが記されてある。

さて驛站の官としては、これらの驛令・提領・脫脫禾孫等の外にも、驛令の下に丞が置かれ、脫脫禾孫にも副があり、また提領やその副の外に司吏もあつたことは、前に引いた所で知り得られるが、尙此外にも民間から選取した役員が數種あつたやうである。その中の一つは即ち百戸である。經世大典站赤一に、

太宗皇帝元年己丑十一月十五日聖旨。戒_レ飭諸牛鋪馬站。……每_ニ一百戸站_一置_ニ漢車一十具。各站俱起_ニ米倉。站戸毎年一牌内納_ニ米一石。專令_下百戸一人。用_ニ車牛_一送_レ與。商賈作客之人。勿_レ騎_ニ驛馬。……如各驛馬牛闕少。本百戸規措。

とある。これが驛站の制度に關して百戸の名の見える初めである。「專令百戸一人、用車牛送、與商賈作客之人、勿騎驛馬」とあるのはやゝ解し難い文句で、この間に文字の脱落のあるべきことを疑はしめるが、元史兵志站赤篇にこの條の大意を採錄した所には、單に「令百戸一人掌之」と書いてあるのみである。この後元朝になつてからも驛站の百戸の名は屢見するが、經世大典站赤四に、至元二十八年六月監察御史が昌平等の站に站官・百戸・司吏・提控・總把・庫子等の吏員を濫設するのを知つて、御史臺から之が區處禁革を中書省に呈議したので、

都省議得。隨處站官擬_レ設_ニ一員。大都至_ニ上都_一置_ニ司吏三名。餘設_ニ一員。祇應頭目攢典各一名。站戸及_レ百者。